

## 第5 法 務 省

### 不 当 事 項

#### 役 務

- (23) G8 司法・内務大臣会議開催に伴う会議準備関係業務等の業務委託契約において、ウェブサイトの運用・管理に要する経費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの

|              |                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------|
| 会計名及び科目      | 一般会計（組織）法務本省（項）法務本省共通費                          |
| 部 局 等        | 法務本省                                            |
| 契 約 名        | 平成 20 年 G8 司法・内務大臣会議開催に伴う業務委託                   |
| 契 約 の 概 要    | G8 司法・内務大臣会議の開催に当たり、会議準備関係業務、コンサルティング業務等を委託するもの |
| 契 約 の 相 手 方  | 株式会社コングレ                                        |
| 契 約          | 平成 20 年 4 月 随意契約                                |
| 契 約 額        | 101,680,191 円(当初契約額 104,807,662 円)              |
| 割高になっている契約額  | 4,800,000 円                                     |
| 上記のうち法務省に係る額 | 2,400,000 円                                     |

(本件事項については、73 ページの内閣府(警察庁)の項に掲記)

### 意見を表示し又は処置を要求した事項

不動産登記に要する登録免許税の額を算定する際の基礎となる不動産の基準単価を適切に改訂するよう意見を表示したもの

|                                       |                                                   |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 会計名及び科目                               | 一般会計 国税収納金整理資金（款）歳入組入資金受入<br>（項）各税受入金             |
| 部 局 等                                 | 8 法務局等                                            |
| 所有権の保存の登記に係る登録免許税の概要                  | 不動産登記法に基づき、所有権の保存の登記申請を行う際に、不動産の価額を課税標準として課せられるもの |
| 新築建物の棟数                               | 365,878 棟(平成 18、19 両年)                            |
| 上記の棟数について認定基準単価により算出した課税標準の計及び登録免許税の計 | 6 兆 2681 億 4843 万余円／133 億 8529 万余円                |

|                                                                         |      |                      |                    |
|-------------------------------------------------------------------------|------|----------------------|--------------------|
| 上記の棟数について認定基準単価と概要調書試算単価とに開差が生じているため過小又は過大になっていると見込まれる課税標準及び登録免許税の試算額の計 | (過小) | 1 兆 7692 億 7571 万余円／ | 36 億 1377 万円(背景金額) |
|                                                                         | (過大) | 623 億 9351 万余円／      | 2 億 4957 万円(背景金額)  |
|                                                                         |      |                      |                    |
|                                                                         |      |                      |                    |

【意見を表示したものの全文】

不動産登記に要する登録免許税の額を算定するための新築建物課税標準価格認定基準表等の改訂について

(平成 21 年 10 月 23 日付け 法務大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 登録免許税等の概要

(1) 登録免許税の概要

不動産の登記制度は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための制度であり、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 177 条の規定により、不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)その他の登記に関する法律の定めるところに従い、その登記をしなければ第三者に対抗することができないとされている。

不動産の所有権の保存登記については、登録免許税法(昭和 42 年法律第 35 号)により登録免許税が課され、その場合の課税標準である不動産の価額は登記の時における当該不動産の価額、また、税率は 1000 分の 4<sup>(注 1)</sup>と規定されている。

(注 1) 1000 分の 4 登録免許税法に規定されている税率。ただし、一定の要件を満たす住宅用家屋については、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)の規定により、税率が 1000 分の 1.5 等に軽減されている。また、国、地方公共団体等の公共法人等が自己のために受ける登記については登録免許税は課されない。

(2) 登記の時における不動産の価額

登記の時における不動産の価額は、登録免許税法附則第 7 条の規定により、当分の間、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条第 9 号に掲げる固定資産課税台帳<sup>(注 2)</sup>に登録された価格(以下「登録価格」という。)を基礎として政令で定める価額によることができるとされている。

そして、政令で定める価額とは、登録免許税法施行令(昭和 42 年政令第 146 号)附則第 3 項の規定により、登録価格のある不動産については、当該登録価格に 100 分の 100 を乗じて得た金額に相当する価額とされている。

また、新築建物のように登録価格のない不動産については、登記の申請の日において当該不動産に類似する不動産で登録価格のある不動産の当該登録価格を基礎として、登記官が認定した価額とするとされている。

(注 2) 固定資産課税台帳 固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため市町村が備える台帳で、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳の五つの台帳の総称

### (3) 認定基準表による不動産の価額の認定

法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所<sup>(注3)</sup>(以下、これらを合わせて「登記所」という。)において不動産の登記事務を行っている登記官が、登録価格のない新築建物等に係る不動産の価額を認定するために、登記申請の都度、当該不動産に類似する不動産を選定することは困難である。そこで、法務局及び地方法務局(以下「法務局等」という。)の長は、各登記官が認定する価額の妥当性及び均衡を図り、併せて登記事務の迅速な処理を図ることを目的に、あらかじめ、建物の構造・種類の区分ごとの1平方メートル当たりの価格(以下「認定基準単価」という。)を定めた新築建物課税標準価格認定基準表等(以下「認定基準表」という。)を管内の登記所に通知している。登記官は、この認定基準単価に登記面積を乗じて得られる価格を新築建物等に係る不動産の価額として認定することとなっている。

(注3) 法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所 全国の8ブロックの地域に8法務局、主として都道府県単位の地域に42地方法務局(法務局のある地域は除く。)が設置されていて、法務局及び地方法務局の管内に支局が、また、法務局、地方法務局及びこれらの支局の管内に出張所が設置されている。

### (4) 都道府県概要調書

登録免許税の課税標準である不動産の価額は、登録価格を基礎とするとされている。そして、登録価格は、地方税法の規定により、総務大臣が定める固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(以下「固定資産評価基準」という。)に基づいて、市町村長が決定し、固定資産課税台帳に登録した価格である。

この登録価格は、市町村が課す固定資産税の課税標準として用いられるものであり、固定資産税は建物を新築した年の翌年以降に課されることから、市町村長は、新築した時点の建物の評価を行い、この評価した額に課税する翌年までの間の劣化等による補正率を乗ずるなどして決定することとされている。

そして、市町村長は、上記のように固定資産評価基準に基づいて決定した登録価格、登録価格算出の基礎となった建物の床面積、再建築費<sup>(注4)</sup>評点数等の年間の実績を集計して都道府県知事に送付し、都道府県知事は、各市町村分を集計して都道府県内の概要調書(以下「都道府県概要調書」という。)を作成することとされている。

(注4) 再建築費評点数 評価対象になった建物と同一の建物を、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費を点数化したものである。なお、この再建築費評点数に所定の1点当たりの価額を乗じたものを再建築費という。

### (5) 認定基準表の改訂

登録価格は、総務省告示により3年ごとに評価替えが行われることとなっている。

貴省は、法務局等の長に対して、「評価額のない新築建物の課税標準価額認定基準の改訂について」(昭和59年法務省民事局長通達)を発して、固定資産税の評価替えが行われる年度の4月1日に認定基準表を改訂するように、また、「固定資産評価替えに伴う評価額のない新築建物の課税標準価額の認定基準について」(民事局民事第二課長名依命通知。以下「依

命通知」という。)を発して、新たな認定基準単価については、現行の認定基準単価に、総務省が算定した在来分の家屋の評価に係る補正率を参考にして定めた評価替えに伴う平均予想上昇率を乗じて得た額を基礎として算出するように指示している。

そして、依命通知には、この現行の認定基準単価に平均予想上昇率を乗ずる方法により算出した額が、都道府県概要調書等により算出した額と著しく相違する場合を除き、改めて見直しを行う必要はない旨の記載がされており、都道府県概要調書等により算出した額と比較して相違の程度を確認することとされているが、都道府県概要調書等によりどのように算出するかという算出方法及びどの程度相違した場合に著しく相違したとするかの基準は具体的に示されていない。

## (6) 登録免許税の納付額

全国 510 登記所(平成 19 年度末)における建物の所有権保存の登記に係る申請件数は 18 年度 77 万余件、19 年度 72 万余件となっていて、この申請に係る登録免許税の納付額の総額は 18 年度 294 億 0235 万余円、19 年度 287 億 8427 万余円に上っている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、認定基準表が適切に改訂されているかに着眼して、8 法務局等<sup>(注5)</sup>において 18、19 両年の新築建物の所有権保存の登記に係る登録免許税を対象として、会計実地検査を行った。

検査に当たっては、認定基準単価は、登録価格のない新築建物等に係る不動産の価額を認定するために当該新築建物等に類似する不動産の価格の 1 平方メートル当たりの価格として作成されていること、また、認定基準表を改訂する際には、都道府県概要調書等により算出した額と著しく相違していないかを確認することとされていることから、8 法務局等が所在する 8 都府県が作成した 18 年度から 20 年度までの都道府県概要調書を入手し、認定基準単価と、都道府県概要調書により本院で算出した新築建物の平均的な再建築費の 1 平方メートル当たりの価格(以下「概要調書試算単価」という。)とを比較することとした。

なお、都道府県概要調書により概要調書試算単価を算出するに際しては、都道府県概要調書に記載されている建物の構造及び種類ごとの再建築費評点数並びに床面積から新築建物に係る分を抽出して、新築建物の再建築費評点数から再建築費を求め、新築建物の床面積で除して算出した数値を 1 平方メートル当たりの価格とした。

(注5) 8 法務局等 仙台、東京、大阪、福岡各法務局、千葉、津、山口、高知各地方方法務局

### (検査の結果)

8 法務局等における認定基準単価と概要調書試算単価を比較したところ、主なものは次表のとおりとなっていた。

表 認定基準単価と概要調書試算単価との比較

(金額単位：円／㎡)

| 法務局等<br>建物の構造・種類                 |             | 仙 台<br>法 務 局 | 東 京<br>法 務 局 | 大 阪<br>法 務 局 | 福 岡<br>法 務 局 | 千葉地方<br>法 務 局 | 津 地 方<br>法 務 局 | 山口地方<br>法 務 局 | 高知地方<br>法 務 局 |
|----------------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 木造・居宅                            | 認定基準単価(A)   | 53,000       | 77,000       | 65,000       | 66,000       | 65,000        | 64,000         | 52,700        | 57,000        |
|                                  | 概要調書試算単価(B) | 79,190       | 83,435       | 82,076       | 80,975       | 77,747        | 74,851         | 77,842        | 75,622        |
|                                  | (A)－(B)     | △ 26,190     | △ 6,435      | △ 17,076     | △ 14,975     | △ 12,747      | △ 10,851       | △ 25,142      | △ 18,622      |
|                                  | (A)／(B)     | 0.67         | 0.92         | 0.79         | 0.82         | 0.84          | 0.86           | 0.68          | 0.75          |
| 軽 量 鉄 骨<br>造 ・ 居 宅               | 認定基準単価(A)   | 60,000       | 67,000       | 63,000       | 62,000       | 67,000        | 54,000         | 52,800        | 54,000        |
|                                  | 概要調書試算単価(B) | 86,795       | 90,927       | 88,931       | 85,528       | 86,995        | 81,403         | 86,893        | 83,579        |
|                                  | (A)－(B)     | △ 26,795     | △ 23,927     | △ 25,931     | △ 23,528     | △ 19,995      | △ 27,403       | △ 34,093      | △ 29,579      |
|                                  | (A)／(B)     | 0.69         | 0.74         | 0.71         | 0.72         | 0.77          | 0.66           | 0.61          | 0.65          |
| 木造・事務所、店舗                        | 認定基準単価(A)   | 41,000       | 70,000       | 47,000       | 50,000       | 54,000        | 41,000         | 42,100        | 45,000        |
|                                  | 概要調書試算単価(B) | 66,537       | 71,544       | 68,589       | 63,456       | 63,911        | 65,460         | 70,252        | 64,084        |
|                                  | (A)－(B)     | △ 25,537     | △ 1,544      | △ 21,589     | △ 13,456     | △ 9,911       | △ 24,460       | △ 28,152      | △ 19,084      |
|                                  | (A)／(B)     | 0.62         | 0.98         | 0.69         | 0.79         | 0.84          | 0.63           | 0.60          | 0.70          |
| 鉄骨鉄筋コン<br>クリート造・事 務<br>所、店 舗     | 認定基準単価(A)   | 130,000      | 151,000      | 150,000      | 109,000      | 140,000       | 116,000        | 96,000        | 95,000        |
|                                  | 概要調書試算単価(B) | 134,753      | 155,497      | 90,998       | 112,323      | 128,564       | 88,462         | 96,736        | 118,012       |
|                                  | (A)－(B)     | △ 4,753      | △ 4,497      | 59,002       | △ 3,323      | 11,436        | 27,538         | △ 736         | △ 23,012      |
|                                  | (A)／(B)     | 0.96         | 0.97         | 1.65         | 0.97         | 1.09          | 1.31           | 0.99          | 0.81          |
| 鉄筋コンク<br>リート造・<br>工場、作業<br>所、倉 庫 | 認定基準単価(A)   | 52,000       | 82,000       | 73,000       | 48,000       | 67,000        | 51,000         | 58,700        | 42,000        |
|                                  | 概要調書試算単価(B) | 84,378       | 75,058       | 70,592       | 65,420       | 62,450        | 94,864         | 95,424        | 54,950        |
|                                  | (A)－(B)     | △ 32,378     | 6,942        | 2,408        | △ 17,420     | 4,550         | △ 43,864       | △ 36,724      | △ 12,950      |
|                                  | (A)／(B)     | 0.62         | 1.09         | 1.03         | 0.73         | 1.07          | 0.54           | 0.62          | 0.76          |

注(1) 認定基準単価は平成18年度から20年度まで適用しているものであり、概要調書試算単価は18年度から20年度までの都道府県概要調書による17年から19年までの新築建物に係るものである。

注(2) 認定基準単価における建物の種類等は、法務局等により若干相違しており、概要調書試算単価の算出に当たってはできる限りそれぞれの区分に合わせている。

表のとおり、8法務局等すべてにおいて、認定基準単価と概要調書試算単価とは開差が生じており、認定基準単価と概要調書試算単価との開差額(認定基準単価－概要調書試算単価)及び比率は、建物の構造・種類の別、法務局等の別により区々となっていて公平なものとなっていなかった。例えば、「鉄骨鉄筋コンクリート造・事務所、店舗」における法務局等別の認定基準単価と概要調書試算単価との開差額及び比率についてみると、開差額は高知地方法務局の△23,012円から大阪法務局の59,002円までとなっており、比率は高知地方法務局の0.81から大阪法務局の1.65までとなっていた。

このように、8法務局等の長が作成して各々の管内の登記所の登記官が適用している認定基準単価と概要調書試算単価とは開差が生じており、新築建物等に係る不動産の価額は、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとはいえない状況となっていた。

そこで、8都府県の都道府県概要調書に集計されている登記の申請が多い居宅(共同住宅を含む。)、事務所、店舗、工場、倉庫及び作業所の18、19両年におけるすべての新築建物365,878棟について、すべて所有権の保存登記が申請されていると仮定して、各法務局等の認定基準単価に基づき課税標準を算出すると6兆2681億4843万余円になり、これに係る登録免許税の額を試算すると133億8529万余円となる。これらのうち、認定基準単価が各年度の概要調書試算単価を下回る建物は361,606棟となり、課税標準は1兆7692億7571万余円、登録免許税は36億1377万余円、それぞれ過小となっていることになる。また、認定基準単価が各年度の概要調書試算単価を上回る建物は4,272棟となり、課税標準は623億9351万余円、登録免許税は2億4957万余円、それぞれ過大となっていることになる。

なお、貴省は、前記のとおり、依命通知において具体的に示していなかった、「都道府県概要調書等により算出した額」の算出方法及び「著しく相違するに至る場合」について、本院の検査を踏まえて、各法務局等の長が21年度に行う認定基準表の改訂に先立つ21年3月に、民事局民事第二課補佐官名事務連絡(以下「事務連絡」という。)を発して、「都道府県概要調書等により算出した額」の算出方法を、再建築費に基づく算出方法ではなく、新築後翌年までの経年劣化等を見込んだ価格である登録価格に基づく算出方法とし、また、「著しく相違するに至る場合」とは都道府県概要調書等により算出した額との開差が±10%を超える場合であるとしている。

#### (改善を必要とする事態)

上記のとおり、認定基準単価と概要調書試算単価とは開差が生じており、また、その開差額及び比率は、建物の構造・種類の別、法務局等の別により区々となっていて、登録免許税の額の算定の基礎となる新築建物等に係る不動産の価額は、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとはいえない状況となっていた。そして、登録免許税の課税標準である不動産の価額は、登記の時における不動産の価額とされているのに、21年3月の事務連絡において、依命通知にいう「都道府県概要調書等により算出した額」の算出方法を、新築後翌年までの経年劣化等を見込んだ価格である固定資産課税台帳の登録価格に基づく算出方法としており、また、開差が±10%を超える場合は現行の認定基準単価に予想平均上昇率を乗じて額を算出する方法を見直すこととしているが、開差が±10%を超えない場合には見直すこととしていない。

以上のように、登録免許税の課税標準となる新築建物等に係る不動産の価額が、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとはいえない状況となっている事態は、登録免許税の額が適切に算定されないこととなり、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、認定基準単価の設定が新築建物等に係る不動産の価格の実態を十分反映したものとなっていないことについて十分に認識していないことなどから、法務局等に対する認定基準表の改訂についての指示が適切に行われていないことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

貴省は、新築建物等に係る不動産の価額の認定については、各登記官が認定する価額の妥当性及び均衡を図り、併せて登記事務の迅速な処理を図ることを目的として、法務局等の長

において認定基準表を作成して適用することなどとしているが、認定基準単価と概要調書試算単価とに開差が生じていることなどから、新築建物等に係る不動産の価額が、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとは認められない。

ついては、貴省において、登記官が認定する新築建物等に係る不動産の価額、ひいては登録免許税の額を適切なものとするために、登録免許税の額の算定の基礎となる不動産の価額は登記の時における当該不動産の価額であることなどを十分に踏まえた上で、各法務局等に対して、認定基準表の改訂に当たり、都道府県概要調書等を用いるなどして適切な認定基準単価を算出するように指示するよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 刑事施設における看守による工事の調査又は研究のための出張に関して、適切な出張計画を立案するとともに、出張報告書を作成・保存するなどして、施設施工旅費を目的に沿って適切に執行するよう改善させたもの

|                                            |                            |
|--------------------------------------------|----------------------------|
| 会計名及び科目                                    | 一般会計（組織）法務本省（項）法務省施設費      |
| 部局等                                        | 73 刑事施設                    |
| 施設施工旅費の概要                                  | 工事の入札、監督、調査、研究、検査、連絡等の旅費   |
| 73 刑事施設における施設施工旅費の支出額                      | 2 億 1890 万余円(平成 19、20 両年度) |
| 上記の施設施工旅費のうち、目的に沿って適切に執行されていない看守調査出張に係る支出額 | 1 億 0859 万円                |

1 刑事施設及び施設施工旅費の概要

(1) 刑事施設の概要

法務省の施設等機関である刑務所、拘置所等の刑事施設は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)により、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者等(以下「被収容者」という。)を収容し、必要な処遇を行う施設とされている。

そして、刑事施設の内部組織は、施設の整備、物品の調達等を行う用度課等からなる総務部門と被収容者の収容に当たって必要な作業等の処遇を行う処遇部門とに大別される。

(2) 施設施工旅費の概要

刑事施設において、用務を遂行するために職員を出張させる場合に必要な旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)に基づき、歳出予算の定めに従って収容業務旅費、施設施工旅費等の旅費の科目から支給している。

上記のうち、施設施工旅費は、施設整備のために必要となる旅費であって、法務省大臣官房会計課が作成した予算科目の解説(以下「科目解説」という。)によれば、工事の入札、監督、調査、研究、検査、連絡等の業務に係る出張に使用することができることとなっている。

そして、施設施工旅費を使用する出張の実施に当たっては、各刑事施設の施設整備を担当する用度課等が、出張計画を立案し、出張者に個別に用務を指示することになっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

平成 19、20 両年度に施設施工旅費を使用した出張を実施している刑事施設は 74 施設であり、その出張の実績は 19 年度延べ 5,993 人、20 年度延べ 4,022 人、計 10,015 人となっており、これに係る施設施工旅費の支出額は 19 年度 1 億 4027 万余円、20 年度 7865 万余円、計 2 億 1893 万余円と多額に上っている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、施設施工旅費を使用した出張について、出張計画が適切に立案されているか、出張の成果は有効に利活用されているかなどに着眼して、74 刑事施設における 19、20 両年度の施設施工旅費を対象として検査を行った。

このうち 11 刑事施設<sup>(注1)</sup>に対しては、現地に赴いて旅費請求書や出張報告書等の書類を確認したり、出張者から直接出張の内容を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。また、残る 63 刑事施設に対しては、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)により本院に提出された支出計算書等の証拠書類である旅費請求書や別途提出を求めた出張報告書等を確認するなどして検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、73 刑事施設<sup>(注2)</sup>において、施設の整備を担当する用度課等の職員ではない看守等の職員(以下「看守」という。)が、科目解説に示されている「工事の調査、研究」に該当するとして宿泊を伴う出張(以下、このような出張を「看守調査出張」という。)を多数実施していた。

すなわち、19、20 両年度の看守調査出張の実績は、19 年度延べ 2,001 人、20 年度延べ 1,065 人、計 3,066 人、支出額 19 年度 7227 万余円、20 年度 3631 万余円、計 1 億 0859 万余円となっており、73 刑事施設における施設施工旅費の支出額 19 年度 1 億 4027 万余円、20 年度 7863 万余円、計 2 億 1890 万余円の 49% を占めていた。

そして、看守調査出張に係る出張計画の立案及び出張の成果の利活用等について、以下のような事態が見受けられた。

#### (1) 出張計画の立案等について

用度課等が出張計画を立案するに当たり、「工事の調査、研究」に係る明確かつ具体的な出張目的を設定しておらず、出張行程、出張者、出張先の設定等については、次のような状況となっていた。

- ① 出張行程については、出張者から聴取したところ、初日の午前中に出張先に移動し、当日の午後、出張先の刑事施設内を巡回するのみとなっていて、翌日は出張先に立ち寄ることなく直接帰宅するなどしており、出張先の刑事施設に滞在した時間は 3 時間程度となっている出張が多かった。

② 出張者については、明確かつ具体的な出張目的がないまま、複数の看守を同一行程で出張させているものが多く、3人以上の看守を出張させているものが延べ1,220人あったほか、同一の看守を2年連続で同じ刑事施設に出張させているものが延べ32人、年度末に定年等により退職した看守を当該年度に出張させていたものが延べ139人あった。

③ 出張先については、明確かつ具体的な出張目的がないまま、大阪、東京、札幌、横浜、広島等の大都市近郊に所在する刑事施設に出張させているものが多く、また、20年度に出張させていた刑事施設延べ491施設のうち、19、20両年度に連続して出張先として選定していた施設は延べ177施設(36%)に上っていて、出張先の選定に偏りが見られた。

## (2) 出張成果の利活用等について

看守調査出張に係る成果の利活用等については、次のとおりとなっていた。

出張の成果は出張報告書に記載されることになるが、必ずしもすべての出張について出張報告書を作成することとされていなかった。また、文書の保存期間を定める法務省行政文書管理規程12-06(平成13年秘文訓第340号大臣訓令)によれば、出張報告書の保存期間は1年未満とされている。このため、看守調査出張に係る出張報告書は、法務省に提出を求めた時点では、19年度分については全く保存されておらず、20年度分については全体の45%に当たる延べ484人分が保存されているのみであった。

さらに、保存されている出張報告書については用紙1枚程度の簡易なものが多く、今後の施設整備に資するような工事に関する具体的な知見は記載されておらず、「工事の調査、研究」という目的を達成していると認められるような内容となっていないものが大半となっていた。

上記のとおり、看守調査出張は、「工事の調査、研究」に係る目的が明確かつ具体的に設定されていないなど、出張計画が適切に立案されておらず、また、出張の成果である出張報告書が作成・保存されていなかったり、保存されている報告書も記載内容が十分でなかったりなどしていた。

したがって、看守調査出張に係る施設施工旅費の支出額1億0859万余円(延べ3,066人分)は、施設施工旅費の目的に沿って適切に執行されているとは認められず、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、各刑事施設において、看守調査出張の目的が抽象的で明確でない場合でも科目解説に記載された「工事の調査、研究」に該当するとして出張を実施させていたこと、出張の成果を蓄積して利活用することの必要性を十分に認識していなかったこと、また、法務省において、出張計画の立案並びに出張報告書の作成及び保存に関する指導が十分でなかったことなどによると認められた。

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、施設施工旅費の目的に沿った適切な執行が図られるよう、21年9月に各刑事施設に対して次の内容の通知を発し、これを受けて各刑事施設では内規を整備するなどの処置を講じた。

ア 出張目的を明確かつ具体的に設定して、出張行程、出張者、出張先の設定等が適切な出張計画を立案することにより、真に必要なものに限定して出張させること

イ 出張者に出張報告書の作成を義務付けるとともに、出張の成果を出張後に利活用するために、出張で得た知見を適切に蓄積し、その後の施設整備に反映できるよう適切に保存すること

(注1) 11 刑事施設 網走、宮城、福島、盛岡少年、横浜、長野、松本少年、富山、熊本、沖縄各刑務所、大阪拘置所

(注2) 73 刑事施設 札幌、旭川、帯広、網走、月形、函館少年、青森、宮城、秋田、山形、福島、盛岡少年、水戸(平成19年度以前は水戸少年)、栃木、黒羽、前橋、千葉、市原、八王子医療、府中、横浜、新潟、甲府、長野、静岡、川越少年、松本少年、富山、金沢、福井、岐阜、笠松、岡崎医療、名古屋、三重、滋賀、京都、大阪、大阪医療、神戸、加古川、和歌山、姫路少年、奈良少年、鳥取、松江、岡山、広島、山口、岩国、徳島、高松、松山、高知、北九州医療、福岡、麓、佐世保、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、佐賀少年各刑務所、播磨社会復帰促進センター、東京、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡各拘置所

## (2) 各種図面の入力作業を請け負わせるに当たり、作業実施枚数の実績に基づき契約金額を変更するよう改善させたもの

|                                     |                                                                                |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 会計名及び科目                             | 登記特別会計 (項)事務取扱費                                                                |
| 部 局 等                               | 法務本省、5 法務局、11 地方法務局                                                            |
| 契 約 名                               | 各種図面の入力作業契約等 33 件                                                              |
| 契 約 の 概 要                           | 登記所に紙で備え付けられている各種図面を地図情報システムに登録するため、各種図面の電子化作業を行わせて、電子化したデータ等を保存した記録媒体を納入させるもの |
| 契 約 の 相 手 方                         | 19 会社等                                                                         |
| 契 約                                 | 平成 19 年 11 月～20 年 11 月 一般競争契約                                                  |
| 契約件数及び契約金額                          | 33 件 3 億 0087 万余円(平成 19、20 両年度)                                                |
| 上記のうち契約金額の減額の変更を要すると認められた契約件数及び契約金額 | 30 件 2 億 7044 万余円                                                              |
| 節減できた契約金額                           | 2863 万円(平成 19、20 両年度)                                                          |

### 1 各種図面の入力作業請負契約等の概要

法務省は、平成 22 年度までに、全国の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(以下、これらを合わせて「登記所」という。)において、地図情報システムを導入し運用することとしている。

地図情報システムは、登記所に備え付けられている地図等を電子化してその事務処理を行うコンピュータシステムであり、登記情報システムと連動させることにより登記と地図等の一体的な事務処理を可能とするとともに、新たな地図等の公開方法や証明制度も可能とし、行政サービスの向上を図ることを目的として構築されている。

このため、全国の法務局及び地方法務局(以下「法務局等」という。)は、19年度から、紙の土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図(以下、これらを合わせて「各種図面」という。)を地図情報システムに登録するために、一般競争により、次のとおり、各種図面の入力作業請負契約等(以下「作業契約」という。)を締結している。

- ① 当該年度に作業を実施する登記所を決定した上で、作業対象である各種図面の予定枚数(以下「作業予定枚数」という。)を当該登記所における各種図面のつづり込み帳のサンプル調査等により決定し、一般競争参加業者に提示するとともに、決定した作業予定枚数に1枚当たりの積算単価を乗ずるなどして、予定価格を決定する。
- ② 法務局等は、一般競争入札を実施して、落札した業者と作業契約を締結する。
- ③ 作業契約の相手方は、法務局等が準備した登記所内の作業場所及び作業用機器を利用して、契約書及び仕様書に基づき、各種図面を電子化する作業を実施し、そのデータ等を保存した記録媒体(DVD—R)を成果品として法務局等に納入し、法務局等は速やかに成果品の検査を行う。
- ④ 検査に合格した作業契約の相手方は法務局等に契約金額の支払を請求して、請求を受けた法務局等は所定の期間内に契約金額を支払う。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、16法務局等<sup>(注)</sup>において、経済性等の観点から、支払われた契約金額は作業の実態に適合したものとなっているかなどに着眼して、19、20両年度に締結された作業契約33件、契約金額計3億0087万余円を対象として、契約書、仕様書等の書類及び成果品である記録媒体(DVD—R)を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

法務省は、法務局等に対して、作業契約の契約書の書式を参考として示しており、法務局等はこの書式に基づいて作業契約を締結していたが、書式には実際に作業を実施した各種図面の枚数(以下「作業実施枚数」という。)が作業予定枚数と異なった場合における契約金額の変更に係る規定が定められていなかったため、作業契約33件のうちの32件において、当初の契約金額どおりに支払が行われていた。

しかし、本院が、この32件の作業契約について、成果品である記録媒体(DVD—R)に保存されている各種図面の枚数により作業実施枚数を確認し、作業予定枚数と比較したところ、次表のとおり、30件(19年度14件、20年度16件)の作業契約については、作業実施枚数が作業予定枚数を下回っており、通算すると作業実施枚数11,316,003枚は作業予定枚数12,475,192枚の90.8%となっており、中には、作業実施枚数が作業予定枚数の52.7%にとどまっている作業契約も見受けられた。

表 作業予定枚数と作業実施枚数との比較

| 検査実施                   | 年度                              | 契約<br>件数 | 作業予定枚数<br>(A) | 作業実施枚数<br>(B) | 作業実施割合<br>(B)／(A) (%) |
|------------------------|---------------------------------|----------|---------------|---------------|-----------------------|
| 16<br>法<br>務<br>局<br>等 | 作業実施枚数が作業予定枚数を上回った作業契約(2 法務局等)  |          |               |               |                       |
|                        | 平成19                            | 2        | 413,368       | 440,578       | 106.6                 |
|                        | 作業実施枚数が作業予定枚数を下回った作業契約(15 法務局等) |          |               |               |                       |
|                        | 19                              | 14       | 3,632,121     | 3,137,803     | 86.4                  |
|                        | 20                              | 16       | 8,843,071     | 8,178,200     | 92.5                  |
|                        | 計                               | 30       | 12,475,192    | 11,316,003    | 90.8                  |

そこで、この作業実施枚数が作業予定枚数を下回っていた作業契約 30 件、契約金額計 2 億 7044 万余円について、作業契約ごとに、契約金額を作業予定枚数で除して得られる各種図面 1 枚当たりの金額を作業単価として、この作業単価に作業実施枚数を乗じて契約金額を修正すると計 2 億 4181 万余円となり、実際に支払われていた契約金額は計 2863 万余円過大になっていた。

このように、多くの作業契約において作業実施枚数が作業予定枚数を下回っているのに、当初の契約金額を変更しないまま支払っている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、作業予定枚数は各種図面のつづり込み帳のサンプル調査等によって決定しているものであることから作業予定枚数と作業実施枚数との間に開差が生じたり、作業予定枚数の決定後に各種図面の新規提出等により作業実施枚数が変動したりすることが予想されるのに、法務省が各法務局等に参考として示した作業契約の契約書の書式に、作業実施枚数が作業予定枚数と異なった場合における契約金額の変更に係る規定が定められていなかったことによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、21 年 8 月までに、各法務局等に対して通知を発するなどして、21 年度の作業契約から、作業実施枚数が作業予定枚数と異なった場合における契約金額の変更に係る規定を契約書に追加し、作業実施枚数が作業予定枚数を下回った場合には、下回った枚数に相当する額を契約金額から減額することとする処置を講じた。

(注) 16 法務局等 仙台、東京、大阪、広島、福岡各法務局、函館、山形、福島、宇都宮、千葉、福井、津、大津、京都、山口、高知各地方法務局

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### (1) 刑事施設における医薬品の調達について

(平成 19 年度決算検査報告 130 ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

法務省の施設等機関である刑務所、拘置所等の刑事施設は、診療所等として被収容者に対する診療を行うために多額の医薬品を調達している。医薬品の調達に当たり、これを随意契

約で行っていたり、取得請求書に商品名を記載して調達品目が限定されていたりしていたため、調達額が割高となっている事態が見受けられた。

したがって、法務省において、会計法令に基づき原則として一般競争入札による契約を行うとともに、医師が医療上の必要により特定の医薬品を使用する場合以外は、後発医薬品等の同等品を含めて医薬品を広く選定できる方法を採用することなどの処置を講ずるよう、法務大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

すなわち、20年11月に、刑事施設を含むすべての矯正施設の長に対して通知を発して、医薬品の調達に当たっては、原則として一般競争入札により契約を行うとともに、医師が医療上の必要に基づいて特定の医薬品を使用する場合以外は、同等品を含めて医薬品を広く選定できる方法を採用するよう指導するなどしていた。そして、21年度の医薬品の調達については、すべての刑事施設において、一般競争入札による契約を行うとともに、同等品を含めて医薬品を広く選定できる方法を採用などしていた。

## (2) 国有財産の管理における登記の嘱託について

(平成19年度決算検査報告135ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

法務省が国有財産の取扱いに関して定めている訓令に規定されている登記の嘱託についてみると、訓令において登記の嘱託に係る必要性や具体的手続が明確になっていなかったため、土地又は建物を購入、交換又は所管換により取得した場合や、借地に建物を新築したなどの場合に、登記の嘱託が行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、法務省において、国有財産部局長が管理することになっている国有財産について、訓令に基づいた適切な登記の嘱託を行い、適正な管理を行えることとするために、登記の嘱託に係る必要性や具体的手続を明確にする訓令の改正を行い、各国有財産部局長に対して改正後の訓令の周知徹底を図るよう、法務大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、国有財産部局長が管理することになっている国有財産について、訓令に基づいた適切な登記の嘱託を行い、適切な管理を行えることとするために、20年11月に、訓令を改正して財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備えるという登記の嘱託の必要性や登記の嘱託が必要な場合の具体的手続を明確にするとともに、改正後の訓令について周知徹底を図るよう事務連絡を発するなどの処置を講じていた。そして、21年6月末までに、各国有財産部局長は、改正後の訓令上、登記の嘱託を行う必要がある国有財産については、すべて登記の嘱託を行っていた。